

## 平成29年度「木づかい推進月間」実施要綱

### 第1 目的

木材は人と環境に優しい資材であり、その利用を進めることは、林業及び木材産業の活性化のみならず、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、地球温暖化対策の推進、資源循環型社会の形成にも貢献するものである。

このため、平成17年度から、木材、とりわけ国産材の利用の意義を広め、木材利用の拡大につなげていくための国民運動として、「木づかい運動」を開催するとともに、毎年10月を「木づかい推進月間」として集中的に活動を行ってきたところである。

近年、「公共建築物等木材利用促進法」の着実な推進や、CLT等の新たな木質部材の開発・普及等により、公共建築物の木造率は上昇しており、特に3階建て以下の低層建築物については4棟に1棟が木造で建てられているところである。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた新国立競技場等において国産材が利用されるなど、社会的には木材の需要拡大を後押しする機運が高まっている。

一方、平成27年度に農林水産省が実施した意識調査においては、「木づかい運動」に対する消費者モニターの認知度は、27%と低く、一般消費者には十分に伝わっていない状況となっている。

このようなことから、平成29年度の「木づかい運動」では、木材の生産・加工・流通に関わる事業者はもとより、関係府省や、地方公共団体、関係団体、企業、NPO等も含めた幅広い組織・個人の参加の下に、一般消費者に対し木製品のよさを感じてもらうことを通じて国産材利用の意義に関する知識の普及や、わかりやすい情報の提供などに取り組むこととし、特に、次世代を担う若者にも木づかいを意識してもらえるような取組内容とする。

また、デザイン性に優れた製品や取組を通じて、消費者の木材利用への関心を高める観点から創設した「ウッドデザイン賞」について、受賞作品のPRや制度の普及を図ることとする。

### 第2 実施期間

平成29年10月1日～31日（「木づかい推進月間」）

### 第3 実施機関

林野庁、関係府省、地方公共団体、関係団体、企業、NPO等

### 第4 平成29年度実施の重点事項

平成29年度は、とりわけ次世代を担う若者にも木づかいの意識が拡がっていくことを念頭に、若い世代を意識した取組の実施や発信方法の検討を重点的に進めてい

くこととする。

## 第5 具体的な取組内容

1 林野庁は、関係府省と連携して、「木づかい推進月間」を中心に、次に掲げる活動を集中的に行う。各種広報や各活動の実践に当たっては、幅広い世代を対象としつつも、特に若者への訴求にもつながることを念頭に行う。

### (1) 広報活動

- ① 農林水産省広報誌「aff(あふ)」、林野庁情報誌「林野-RINYA-」における記事の掲載
- ② 各種メディア（新聞、ホームページ、SNS等）を通じた広報
- ③ 木づかい運動ポスターの掲示、木づかいブックの配布

### (2) 実践活動

- ① 「ウッドデザイン賞」の受賞作品の展示・普及
- ② 「木づかいシンポジウム」の開催
- ③ 補助事業による各種イベントの開催や出展等
- ④ 農林水産省の「消費者の部屋」特別展示等における木製品や木育関連活動等の展示

2 地方公共団体、関係団体、NPO等に要請し、「木づかい推進月間」を中心に次に掲げる活動を集中的に行う。

### (1) 広報活動

- ① 広報誌等における木づかい推進に係る記事の掲載
- ② 各種メディア（新聞、ホームページ、SNS等）を通じた広報
- ③ 木づかい運動ポスターの掲示、木づかいロゴマークの活用

### (2) 実践活動

- ① 「ウッドデザイン賞」の受賞者と連携した受賞作品の展示・普及
- ② 木づかい推進に係るイベント等の開催
- ③ 庁舎や事務所等における木製品や木育関連活動等の展示

### (3) 留意点

各種広報や各活動の実践に当たっては、幅広い世代を対象としつつも、特に若者への訴求にもつながるよう、留意する。

## 第6 その他

「木づかい運動」については、「木づかい推進月間」のみならず、1年を通して積極的かつ効果的に実施することとし、間伐材を利用したコピー用紙や名刺、紙製飲料缶等の身近な地域材製品の購入に積極的に取り組むとともに、関係機関・部署等へ地域材製品購入の働きかけを行うなど、日常的に木づかい運動の広報・実践活動に努めるものとする。